



2025年3月10日

各位

会社名 第一実業株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 宇野一郎
(コード番号 8059 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小川亮子
(TEL 03-6370-8691)

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分価額等の決定に関するお知らせ

当社は、2025年2月26日（以下、「処分決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）に関し、本日、処分価額等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細は、2025年2月26日付当社プレスリリース「社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、「処分決議日プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 決定された処分価額等の概要

(1) 処分価額	1株につき 2,429円
(2) 処分価額の総額	463,939,000円

2. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、処分予定先である第一実業社員持株会の会員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その処分価額については、処分決議日プレスリリース「1. 処分の概要（注2）」に記載した本自己株式処分の処分価額の決定方法（価額決定期間を設けた趣旨）のとおり、既存株主の利益に配慮するという観点から、また恣意性を排除した価額とするため、2025年2月25日（処分決議日の前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,374円と条件決定日の前取引日である2025年3月7日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,429円を比較し、高い金額である2,429円に決定いたしました。かかる自己株式処分の処分価額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法により決定されたものであり、また、市場株価と同額であるため、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上